

第1 事業の内容等

1 補助対象となる取組

令和2年から3年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業のうち果樹産地再生支援対策（以下「本事業」という。）において補助対象となる取組は、令和2年12月以降の大雪の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、4に定める支援対象者が行う改植（持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙2のIの第1の1（3）のアの表の1（1）のうちの改植をいう。）及びそれに伴う幼木の管理の取組とする。

2 事業実施主体

公益財団法人中央果実協会

3 事業実施者

本事業の事業実施者は、原則として都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第4条の4の第2号に規定する都道府県法人をいう。以下同じ。）とする。

ただし、都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を管轄区域とする農業協同組合連合会、その他事業実施主体が本事業を適切に実施する能力を有すると認める団体が事業実施者となることができる（以下「都道府県法人等」という。）。

4 支援対象者

1の取組に係る支援対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に基づく産地協議会（以下「産地協議会」という。）が、同通知に基づき策定した果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）において、担い手と定められた者（以下「担い手」という。）
- (2) 産地計画に参画している生産者（1年以内に担い手が所有権若しくは賃借権等を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実と認められる農地に係る取組を行う場合に限る。）
- (3) 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）
- (4) 事業実施主体が特に必要と認める者

5 採択要件

- (1) 成果目標として、被災した果樹産地の速やかな再生を掲げていること。

- (2) 4の(1)の支援対象者については、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく果樹共済又は収入保険に現に加入しているか、又は今後加入する意向が確認されていること。

6 補助率

1の取組に係る補助率は、別表のとおりとする。

第2 助成

1 補助対象経費

第1の1の取組に係る補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、産地協議会による事後確認により、事業の実施が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 助成対象外の経費

次の経費は、本事業の助成の対象としない。

- (1) 国の他の助成又は支援を受け、若しくは受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 本事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額)

第3 事業実施手続

1 事業実施計画

- (1) 第1の1のうち改植の取組にあつては、支援対象者は、支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた事業実施計画を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。

また、第1の1のうち幼木の管理の取組にあつては、支援対象者は、改植の取組に係る事業実施計画の提出と併せて、都道府県法人等に支援対象者申告を行い、その承認を受けるものとする。

- (2) 都道府県法人等は、(1)の事業実施計画の承認をしようとするときは、都道府県知事及び事業実施主体に協議するものとする。
- (3) 事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項については、支援対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

2 補助金の交付

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、都道府県法人等に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの補助金の交付申請を取りまとめ、事業実施主体に対し補助金の交付を申請するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)により申請された場合には、実施要綱別紙2本体第2の5(6)の業務方法書に定めるところにより、補助金を交付するものとし、都道府県法人等は、実施要綱別紙2本体第2の4(8)の業務方法書に定めるところにより、支援対象者に補助金を交付するものとする。

3 実績の報告

- (1) 支援対象者は、本事業の実績について、1の事業実施計画の内容に準じて記載したものを、都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、支援対象者からの報告を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとし、事業実施主体は、当該報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

4 推進指導体制

- (1) 全国段階
国及び事業実施主体は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して必要な情報の収集に努めるとともに、都道府県法人等その他の関係機関に指導を行うものとする。
- (2) 都道府県段階
都道府県及び都道府県法人等は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、連携して産地協議会その他の関係機関に指導を行うものとする。
- (3) 産地段階
産地協議会は、本事業を円滑かつ的確に実施するため、関係機関と連携して、支援対象者に指導を行うものとする。

第4 関係様式

第3の1から3までに規定する手続に係る様式は、実施要綱別紙2のIの第1の1(12)に掲げるものを例として、事業実施主体又は都道府県法人等が、その業務方法書に定めるものとする。

第5 その他

1 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて早期の事業の実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降であれば、交付決定前に着手することができる。この場合にあつては、支援内容及び支援対象者ごとに着手年月日を整理するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を行うものとする。

2 事業費の低減

農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを徴取すること等により、事業費の低減に努めることとする。

3 農業共済組合等への情報提供

都道府県法人等及び産地協議会は、第1の5（2）における支援対象者の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があった場合は、必要最小限の範囲で、支援対象者の氏名、住所等の提供を行うこととする。

(別表)

第1の1の取組に係る補助対象経費及び補助率は、以下のとおりとする。

補助対象となる取組	補助対象経費	補助率	
改植	次の1及び2に係る改植を行うために必要な伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費。		
	1 省力 樹形 (注1)	1 根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）	定額 (111万円/10a)
		2 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）	定額 (100万円/10a)
		3 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）	定額 (73万円/10a)
		4 高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）	定額 (53万円/10a)
		5 ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）	定額 (33万円/10a)
		6 1～5のいずれにも該当しない省力樹形	1/2 以内
	2 慣行 樹形 等	1 うんしゅうみかん等のかんきつ類	定額 (23万円/10a)
		2 その他の主要果樹（注2）	定額 (17万円/10a)
		3 りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培	定額 (33万円/10a)
		4 1～3のいずれにも該当しない慣行樹形等	1/2 以内
	幼木の管理	改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費	定額 (22万円/10a)

注1： 省力樹形とは、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の（1）又は（2）の要件を満たすものをいう。

（1）10a当たり労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

（2）10a当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。

2： 主要果樹とは、うんしゅうみかん等のかんきつ類、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。